

東京国際空港D滑走路建設外工事 鹿島建設による未承諾材にかかる被害届の提出

記者発表資料

国土交通省関東地方整備局東京空港整備事務所は、本日（11月10日）警視庁麻布警察署宛に被害届を提出しましたので、以下、お知らせします。

1. 当局（関東地方整備局）が発注した羽田空港D滑走路工事において、昨年10月3日、鹿島建設等が当局に承諾を得ていない材料約1,190 m³を使用した事案が発生しました。
2. これを受け、関係者へのヒアリング等の調査を行った結果、関係者間の連絡ミスにより生じたものであり、鹿島建設から撤去・回復の申し出があったこと等から、本年6月5日付けで鹿島建設等に対し文書による嚴重注意としました。
3. 今回の事案について、警視庁から受注者側が故意に国をだまして不当な利益を得ようとした詐欺の疑いにあたる可能性があるとの情報提供を受け、本日被害届を提出しました。
4. なお、本年8月、鹿島建設自らが撤去し、承諾済みの材料によって回復済みであり、当初の設計図書どおりの品質が確保されています。

平成21年11月10日（火）

同時発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 横浜海事記者クラブ 神奈川建設記者会
都庁記者クラブ 千葉県政記者クラブ 東京航空記者会

国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所 大塚、川村
住所 東京都大田区羽田空港3-3-1
電話 03-5757-2074
HP <http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/haneda/>